

廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議（第1回）

平成25年9月10日

10:00～10:20

官邸4階大会議室

議事次第

議題1. 「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」に基づく具体的な取組（報告）

議題2. 廃炉・汚染水問題への対策方針と具体的なアクション

第1回 汚染水対策現地調整会議について

平成25年9月10日

1. 日程

日時:平成25年9月9日(月) 12:15~15:45

場所:Jヴィレッジ(福島県双葉郡楢葉町)

2. メンバー

政府:(議長) 赤羽 原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)

原子力災害現地対策本部

復興庁

文部科学省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

規制当局:原子力規制庁

東京電力:相澤副社長、石崎福島復興本社代表 等

福島県(オブザーバー):内堀副知事

3. 結果概要

現場の視点から、汚染水問題のリスクを洗い出し、対応策の検討を開始した。今回の会議において、既に講じることが決まった施策に万一支障が生じた場合の対応、既存の水の循環ラインに新たな漏れが生じた場合の対応等についての検討に着手した。また、具体的に以下の取組を進めることを決定した。

- (1) 汚染水の流出を防止するため、タンク周辺の堰のかさ上げ
- (2) タンクからの汚染水漏洩による海への流出リスクを低減するため、側溝(排水溝)の暗渠化(外部からの汚染水の流入の防止措置)
- (3) 水処理循環ラインにおけるタンク周辺の漏洩対策強化(堰の設置と基礎部のコンクリート化等)

東京電力(株)福島第一原子力発電所の
廃炉・汚染水対策の体制強化について
(原子力災害対策本部長決定)

平成 25 年 9 月 10 日

東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策が喫緊の課題であることに鑑み、「平成 23 年(2011 年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「廃炉・汚染水対策チーム」を設置する。

1. 主な任務

- ア 廃炉・汚染水対策の方針の検討
 - イ 廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し
 - ウ 廃炉・汚染水対策に必要な研究開発
 - エ 正確かつ迅速な情報把握・住民等への提供、国際広報、風評被害対策
- などの諸課題について、関係行政機関とも連携しつつ、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成

- | | |
|-------|------------|
| チーム長 | 茂木経済産業大臣 |
| 副チーム長 | 加藤内閣官房副長官 |
| 構成員 | 関係省庁副大臣 |
| 規制当局 | 田中原子力規制委員長 |
| 事務局長 | 赤羽経済産業副大臣 |
| 事務局 | 所要の事務局員を置く |
- (設置場所は当面経済産業省庁舎内)

原子力災害対策本部(内閣府)

本部長： 内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員長

本部員： 本部長及び副本部長以外の国務大臣、危機管理監、経済産業副大臣

廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議

廃炉・汚染水対策チーム

(原子力災害対策本部長決定(2013年9月10日))

チーム長： 経済産業大臣

副チーム長： 内閣官房副長官

構成員： 関係省庁副大臣

規制当局： 原子力規制委員長

事務局長： 経済産業副大臣

事務局長補佐： 経産省汚染水特別対策監、経産省審議官

廃炉・汚染水対策現地事務所

廃炉・汚染水問題への対応方針と 具体的なアクション

平成25年9月10日

経済産業大臣 茂木敏充

○4つの基本原則

- ① 地域の皆様と作業員の安全確保を大前提に、廃止措置等に向けた中長期の取組を計画的に実現していく。
- ② 中長期の取組を実施していくに当たっては、透明性を確保し、地域及び国民の皆様の御理解をいただきながら進めていく。
- ③ 今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、本ロードマップは継続的に見直していく。
- ④ 本ロードマップに示す目標達成に向け、東京電力と政府は、各々の役割に基づき、連携を図った取組を進めていく。政府は、前面に立ち、安全かつ着実に廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていく。

○安全確保に関する基本的考え方

- ◆ 使用済燃料プール内の燃料と、原子炉格納容器内の燃料デブリというハザードの除去を可及的速やかに進める。また、汚染水処理も推進する。

○「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」
(平成25年9月3日原子力災害対策本部決定)では、次の考え方を取りまとめ。

- ① 想定される各課題について、その進め方とスケジュールを関係閣僚等で共有することで、内外の技術や知見を結集し、政府の総力をあげた対策が実施される体制整備を実現する。⇒『国内外の叡智』
- ② 必要な対策を実行するにあたり、従来のような逐次的な事後対応ではなく、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的に、抜本的な対策を講じる。
⇒『予防的かつ重層的な取組』
- ③ 徹底した点検を行うことなどにより、新たに発生する事象を見逃さず、それらの影響を最小限に抑えるよう適切な対応を行う。⇒『現場の目線』
- ④ 原因究明の結果や対策の進捗状況について、国際的な情報発信を強化する。
⇒『国際的な情報発信の強化』

汚染水問題に関する具体的な対応の方向性

①国内外の叡智を活用するための取組

- 技術的困難性が伴う潜在的リスクについて、国内外の叡智を結集するためのチームを立ち上げ、広く対応策を募集。（寄せられた対応策は、汚染水処理対策委員会を中心に精査。）

【今月中から集中的に実施し、今後、2ヶ月で当面のとりまとめ。その後も必要に応じ実施】

②予防的かつ重層的な取組

- 「汚染水処理対策委員会」において、現場の検討も踏まえ、更なる潜在的リスクを洗い出し、対策を随時追加。

【今月中から集中的に実施し、年内でとりまとめ。その後も必要に応じ実施】

- （東電任せにせず）「汚染水処理対策委員会」が必要な現地調査を実施。【必要に応じ実施】

③現場目線での取組

- 日々の現場作業やパトロールを通じた、新たな事象の早期発見と報告の徹底。

「廃炉・汚染水対策現地事務所」が対策の進捗確認。 【毎日】

- 「汚染水対策現地調整会議」にて、現場関係者からのあらゆる声を吸い上げ、対策の見直し・修正、潜在的リスクの洗い出し、廃炉対策推進会議事務局会議との連携。

【原則月1回（事務局会議は毎週）】

④国際的な情報発信の強化

- 関係省庁等は、汚染水対策の現状、周辺環境や水産物中の放射性物質の検出状況等を含む一次情報の迅速かつ外国語等での情報整備及び発信を行うとともに、「廃炉・汚染水対策チーム」は、国内外の情報ニーズに応じた一次情報の集約・発信等を行う。 【直ちに実施】

- 国際的な情報発信は、これまでの在外公館や在京外交団への一次情報を含む情報提供及びその強化に加え、関係省庁の協力を得て、内閣官房国際広報室の下、海外メディアへの積極的広報を行う。 【直ちに実施】